機能等証明書

1 機能等証明書とは

- (1)機能等証明書とは、納入しようとする機器が調達仕様書に示す各項目の仕様を満たすことを証明する書類です。
- (2) 入札仕様書に記載されていない製品で応札する場合は、開札前までに機能等証明書の承認を受けなければなりません。

2 機能等証明書の提出

- (1) 提出期限 令和6年7月22日(月)午後5時15分
- (2) 提出先 〒870-8503大分市府内町3丁目10番1号 大分県ICT連絡協議会 (大分県教育庁教育デジタル改革室内)

(3) 注意事項

- ア 機能等証明書の内容に関して説明を求めることがあるので、<u>持参</u>してください。教育 デジタル改革室の担当者からの質問に受け答えができる方の持参が望ましいです。
- イ 書類に不備が認められたときは受付をしない場合がありますが、これを理由に提出期限を延長することはできませんので、余裕をもって提出してください。

3 提出書類

- (1) 機能等証明書(様式1)
- (2) 納入機器仕様一覧表(様式2)
- (3) 製品仕様書またはカタログ等

上記(2)の内容を確認すための資料であるため、該当箇所にインデックスを付し、赤色ボールペンで囲んだりする等、大分県 I C T連絡協議会(大分県教育庁教育デジタル改革室)担当者が確認しやすいようしてください。

4 提出に際しての注意事項

- (1) 提出書類のサイズは、A4版とし、上記3の順番に綴って提出してください。
- (2) 上記3の(3)「製品仕様書またはカタログ等」については、上記3の(2)「納入物品仕様一覧表」における「資料No.」のインデックスを順に貼付してください。

機能等証明書

令和 年 月 日

大分県ICT連絡協議会

住 所 〒						
	(ふりがな) 商号又は名称 (ふりがな) 氏 名					
(法人にあっては、代表者の職氏名) 大分県ICT連絡協議会が行う学習者用タブレット端末の共同調達に係る一般競争入札に関して、下記のとおり調達仕様書の各項目を満たすことを証明します。 なお、関係書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。						
	記					
1	1 _ 納入を予定している機器					
	種類	メーカー名	品名(モデル名)	型式	(型番)	
	学習者用タブレット端末					
2	2 仕様					
	項目	内容			添付書類	
	(1) 機能	仕様書に基づく全ての機能を有していること				
	(2) 機器の動作確認	仕様書に基づき安定動作が可能であること			納入機器仕様一覧表	